

総合教育会議発足に向けて

一般社団法人 新しい歴史教科書をつくる会 平成26年10月

- 来年4月1日に発足する総合教育会議に向けて、首長直属の事務局を中心に現任の教育長を指導して、基本的な教育方針(大綱策定)の準備が必要となります。
⇒改正地教行法第1条の3及び教育基本法第17条
- 首長は、新しく教育長を任命し、また、総合教育会議を招集し万全なる体制づくりをお願いします。この事務局は首長直属の部局であり、従来の教育委員会ではありません。
⇒改正地教行法第22条
- 首長は、「教科書採択基準」や「教職員人事異動基準」(大綱)を決めることができる反面、何もしなければ説明責任が生じます。
⇒改正地教行法第1条の3

新しい歴史教科書をつくる会 3つの提言

平成27年4月1日から実施される新しい教育委員会制度は、首長の下に「総合教育会議」が設置されることで、教科書採択が前進することが大いに期待されています。

旧来の地方教育行政法に基づく教育委員会制度においては、教育行政に関する首長の関与は極めて限定的で、教科書採択にはほとんどが関与してこなかったと言われていました。

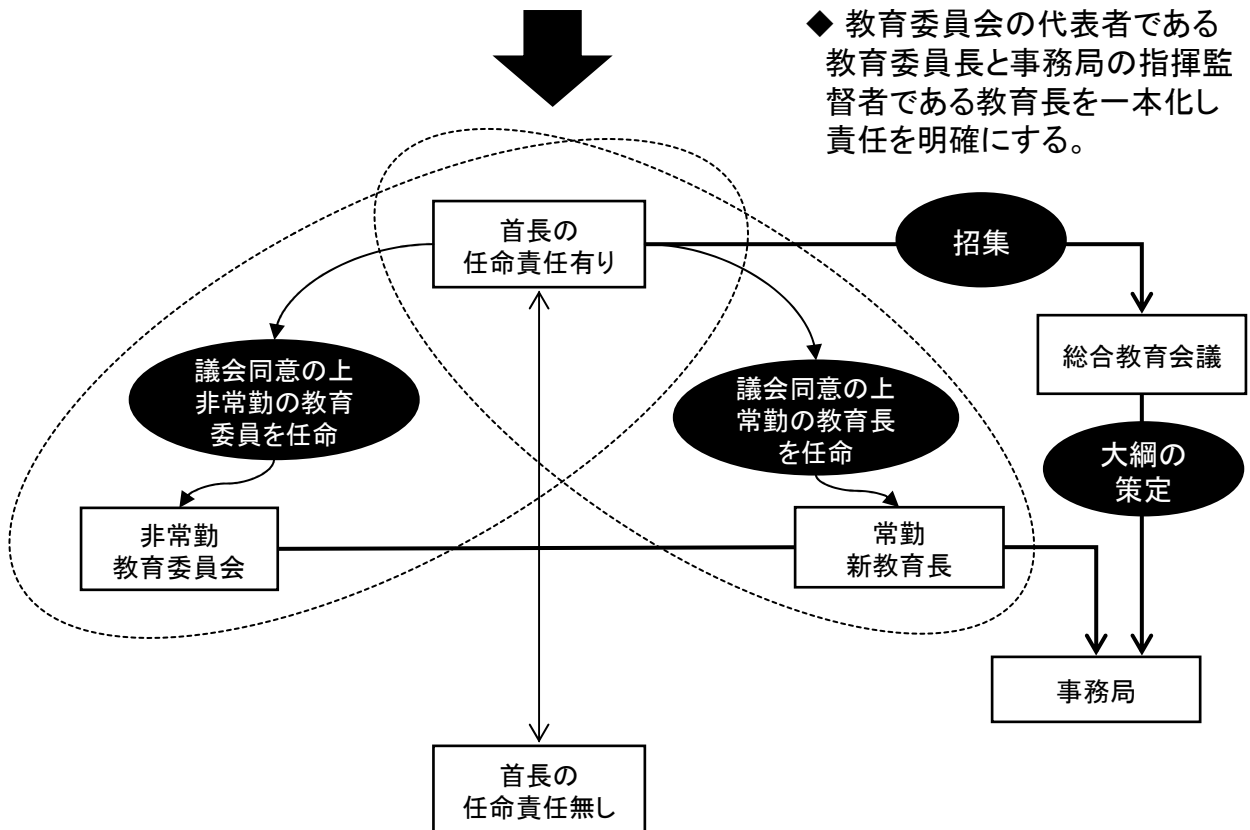
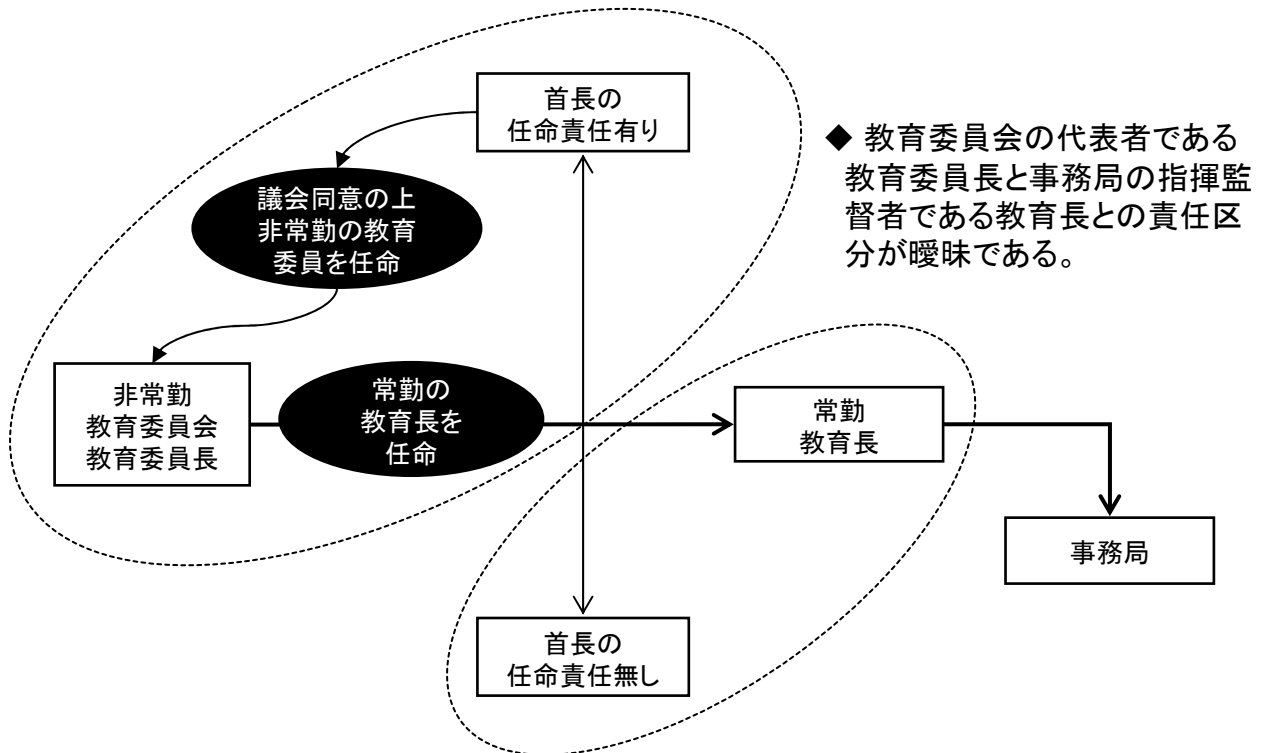
首長は、新たな総合教育会議のもと、責任を持って教科書採択の方針や採択基準について大綱を策定し、明確に関与できるようになりました。

教育基本法を遵守したよい教科書を採択することの意義を十分に理解していただき、総合教育会議を通じて以下のことにご留意ください。

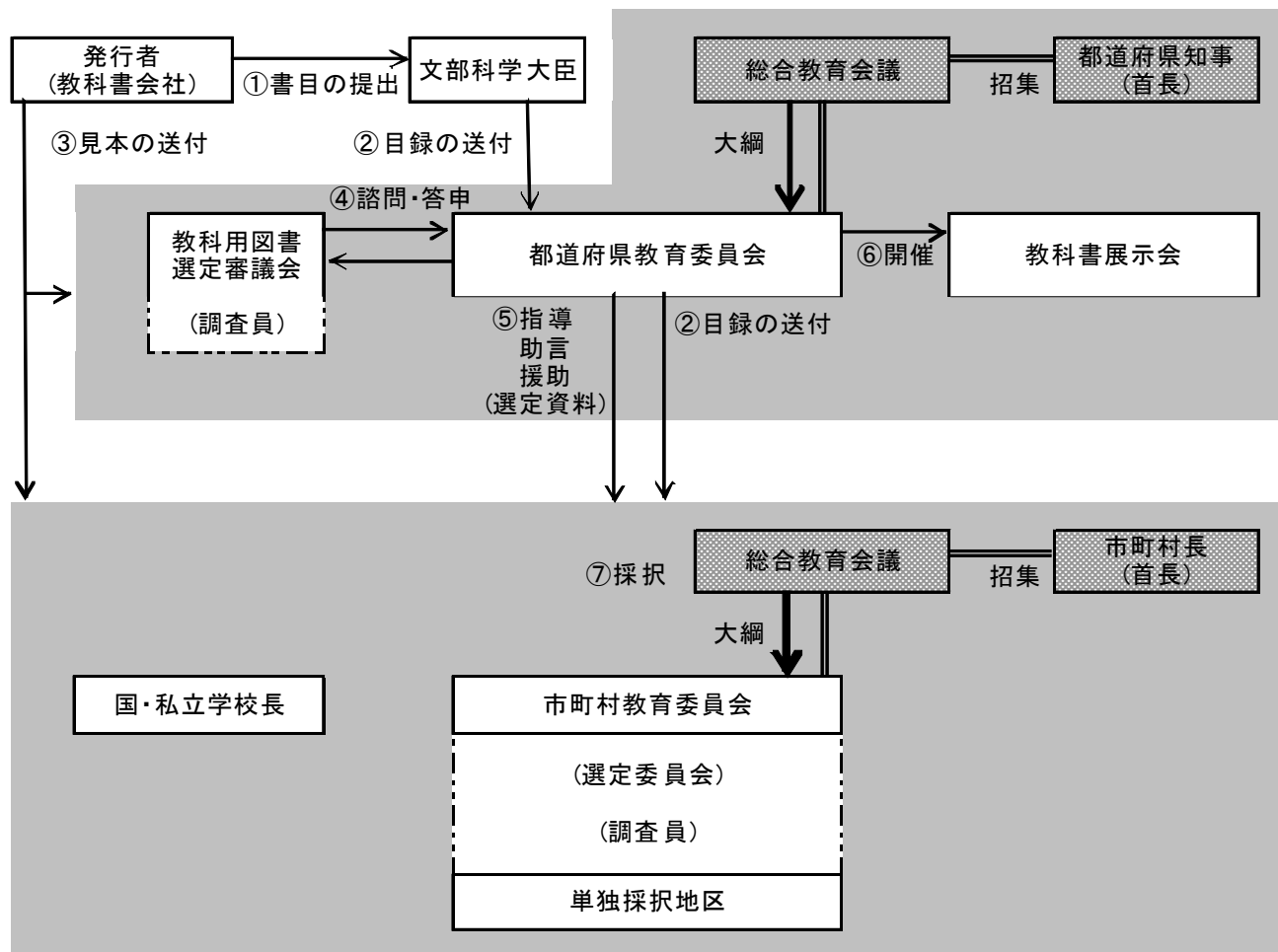
提 言

1. 教育基本法を遵守したよい教科書を採択するに当たってどのような教科書を求めているのか、採択のための必要要件をあらかじめ明示する。
2. 教科書の調査に当たっては、教科書の記述が教育基本法を遵守しているか否か、数量評価し遵守の度合いを比較できるようにする。
3. 教科書採択後に、責任を持って数量評価による採択の理由を公表する。

旧来と新しい仕組みの比較



義務教育諸学校用教科書の採択の新しい仕組み



注)図の中で①～⑦は旧来の教科書採択の仕組み。新しい仕組みは網掛けの機関(首長と総合教育会議)と太線矢印(大綱)が関わることになる。

教科書採択については、これまで教育委員会の単独の権限とされてきた。教科書採択の事務執行そのものは依然として教育委員会の権限であるが、これからは首長は総合教育会議の協議を通して、教科書採択の方針、採択基準等の大綱を策定し、教科書採択の基本的在り方を定めることができる。

- 総合教育会議は首長が招集し、首長と教育委員会とで構成する。
- 事務は首長の部局が担当する。
- 首長は協議して大綱を定める。
- 教育委員会は大綱を尊重する義務を負う。

一般社団法人 新しい歴史教科書をつくる会

〒112-0005 東京都文京区水道2-6-3

TEL:03-6912-0047 FAX:03-6912-0048

<http://www.tsukurukai.com/index.html>